

個人消費・貯蓄と租税構造

石 弘 光

一 問題と方法

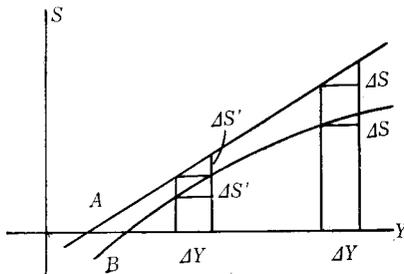
本稿は、個人消費及び貯蓄に限定して、それらに及ぼす租税衝撃を測定しようとしたものである。租税衝撃とは、消費や貯蓄に与える租税の初発の効果のみを意味しており、従って引続いて生じる乗数の波及効果までは考慮に入れていない。消費あるいは貯蓄の変動は、経済成長、景気調整の面から、またその他種々の政策面から、重要な問題になっている。それ故、それらに及ぼす租税の影響を追求することは、財政政策上、無視しえないものである。しかるに、現在我が国において、かかる問題についての数量的データを見出すことは、殆ど不可能である。そこで、すでに試みられた合衆国の二、三の分析を参考に、日本経済の実態にそくして考察してみようというのが、本稿の課題である。

消費及び貯蓄を、政策的に増減させる手段としては、所得再分配が考えられる。これは、通常財政上の措置、特に再分配的な租税によっておこなわれており、一般に貯蓄を減少させ消費

への刺戟を高めるものとされている。この見解が主張される理論的根拠としては、所得水準に応じて限界貯蓄性向あるいは限界消費性向が異なる点があげられる。一般に、高所得層の方が貯蓄性向が高く、低所得層の方が低いから、所得再分配の結果、前者から後者へ所得がシフトされると、貯蓄は全体として減少し、一方消費は総体的に増加することになる。

いま、第1図より、 $A \cdot B$ 二本の貯蓄関数を考えてみよう。 A の場合には、所得をシフトさせても、 $\Delta S \parallel \Delta S'$ であるから貯蓄が刺戟されることはない。一方 B の場合には、 $\Delta S \nparallel \Delta S'$ となり、高所得層からの所得のシフトは、明らかに貯蓄の増加をひきおこす。このように、貯蓄関数の形状は、再分配後の貯蓄の動向に極めて重大な影響をもってくる。一方、所得再分配は、

第1図 貯蓄関数の形状



租税の組み合わせ如何によって、種々な結果がえられるはずである。この点に注目して、種々な選択的租税構造を想定し、現実と与えられた貯蓄関数の下で、消費及び貯蓄に与える衝撃を測定してみよう。

求める値は、次の如く定式化できる。いま、第 i 階層の貯蓄 S_i 、貯蓄性

向 α_k 、所得 Y_k 、現行の租税構造の下での租税負担額 T_k 、そして社会全体の貯蓄総額 S としよう。階層が全体で k 個あると、貯蓄総額は、

$$S = \sum_{k=1}^k S_k = \sum_{k=1}^k \alpha_k (Y_k - T_k)$$

となる。つぎに、租税構造を変えたため租税負担額が T'_k となり、この結果、貯蓄も S'_k に変化したとすると、

$$S' = \sum_{k=1}^k S'_k = \sum_{k=1}^k \alpha'_k (Y_k - T'_k)$$

になる。そこで、測定しようとする値は、

$$S - S' \quad \text{または} \quad \frac{S - S'}{S}$$

と表わすことができる。以下、分析の各段階にそくして、詳しく詳細に説明してみよう。

* 本稿の測定は、木村元一教授の指導の下でおこなわれた「我が国に於ける所得階層別租税負担」『調査四季報』第二〇号、昭和三九年、日本産業構造研究所、のデータに全面的に依存している。

(一) H. Laibell, "Effects of Redistribution on Consumer's Expenditure," *American Economic Review*, March 1942.

R. A. Musgrave and R. S. Painter, "The Impact of Alternative Tax Structures on Personal Consumption and Saving," *Quarterly Journal of Economics*, August

1948.

二 分析の概要

分析の手順は、次の四つの段階からなっている。⁽¹⁾

(一) 階層別個人所得の算定

階層別個人所得の算定のためには、昭和三七年の『就業構造基本調査報告』(総理府統計局、以下『就業構造』と略記)の階層別所得をそのまま利用する。ここに記載されている世帯収入とは、仕事からの収入(農林業所得、非農林業所得、勤労所得)、財産収入、生活保護金、社会保障、その他(仕送り金、受贈金、退職金等)からなっており、国民所得統計の個人所得と概念的にほぼ一致するものである。

数量的には、第1表でみられるように、『就業構造』による所得総額は、一〇兆六九〇億円、これに対して国民所得統計の個人所得は、三六年度で一兆四、一六六億円である。両者の差額は、調査期間の差(『就業構造』は、七月一日より過去一年間であるが、国民所得統計は、四月一日―三月三十一日)、現物所得及び矯正施設、自衛隊等の所得の取扱い(国民所得統計のみに含まれる)の違いによって説明されよう。ここでは、『就業構造』によって把握された収入を、個人貨幣所得とみなし、その階層別分布を本計測の基本的データとする。従って、『就業構造』の一二の階層区分及び調査期間に合致させるために、他の諸データにも調整を加える。

(二) 選択的租税構造の設定

第1表

	世帯数 千	平均収入 万円	所得総額 百万円
総 数	24,032	41.9	10,069,408
10万円未満	1,809	4.7	85,023
10—15	2,074	12.1	250,954
15—20	2,277	17.0	387,090
20—25	2,340	22.1	517,140
25—30	2,058	27.0	555,660
30—40	4,000	34.3	1,372,000
40—50	2,929	44.4	1,300,476
50—60	1,962	54.5	1,069,290
60—80	2,306	69.1	1,593,446
80—100	1,023	90.2	922,746
100—150	852	121.3	1,033,476
150万円以上	404	241.8	976,872

『37年就業構造基本調査報告』上巻

三六年度の国税収入及びその構成割合を基準にし、これらを変化させた場合の仮想上の租税構造を、他にいくつか設定する。三六年度の税収は、ほぼ二兆二、〇〇〇億円、その内訳は、個人所得税五、〇〇〇億円、法人税七、〇〇〇億円、消費税一兆円である。これが、第2表の標準税収ケースIである。ケースIIは、税収のすべてが所得税で徴収され、従って極めて累進的ケースを想定したものである。ケースIIIは、税収のすべてが消費税で徴収されると考えられる極めて逆進的な場合である。ケースIVは、法人税を二倍にし、残りの税収を所得税と消費税とで、半分ずつ徴収すると仮定した場合である。

第2表

10億円

	ケース	所得税	法人税	消費税
標準税収	I	500	700	1000
	II	2200	0	0
	III	0	0	2200
	IV	400	1400	400
高税収	I	690	960	1350
	II	3000	0	0
	III	0	0	3000
	IV	540	1920	540
低税収	I	345	480	675
	II	1500	0	0
	III	0	0	1500
	IV	270	960	270

ここでいま、二兆二、〇〇〇億円の税収水準に変動が生じたとしよう。税収水準が約 $\frac{1}{3}$ 増加して三兆円となった場合を高税収、約 $\frac{1}{3}$ 減少して一兆五、〇〇〇億円となった場合を低税収と仮定する。税収の構成割合と組み合せてそれぞれを四つのケースに分ける。これは、税収の絶対的規模を増減させた場合の影響を考えようとしたものである。

(三) 階層別租税負担の配分

階層別租税負担の配分を考えるには、かなり大胆な仮定が必要になる。説明の便宜上、消費税からはじめよう。通常の手法のように、消費税は、消費支出に比例して負担されるものと考えられる。これを計測するためには、階層別消費支出額を算定することが必要になるが、これは『就業構造』からは直接に得られ

第3表

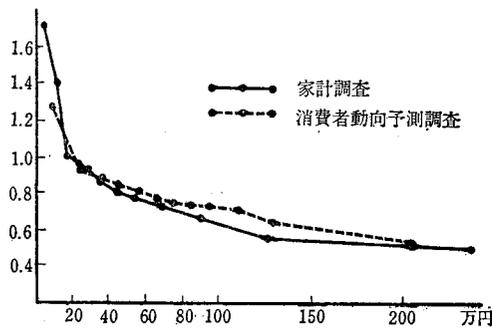
家計調査		消費者動向予測調査	
所得階層	消費性向	所得階層	消費性向
平均	0.7729	平均	0.7610
10万円未満	1.7293	20万円未満	1.2923
10—15	1.4121	20—30	0.9170
15—20	1.0893	30—40	0.8728
20—25	0.9708	40—50	0.8391
25—30	0.9309	50—60	0.8038
30—40	0.8688	60—70	0.7858
40—50	0.8068	70—80	0.7427
50—60	0.7830	80—90	0.7451
60—80	0.7322	90—100	0.7465
80—100	0.6731	100—120	0.7043
100—150	0.5616	120—140	0.6544
150万円以上	0.5053	140万円以上	0.5171

左欄 『36年家計調査年報』より推計。
右欄 『37年上期消費者動向予測調査』

消費性向の算出は、全都市勤労者世帯の現金収入と消費支出をもとにおこなうが、『家計調査』特有の性格のため後述のごとくかなり複雑なプロセスが要求される。得られた結果は、第3表及び第2図にまとめられている。『家計調査』の他に、昭和

ない。そこで、昭和三六年の『家計調査年報』（総理府統計局、以下『家計調査』と略記）にもとづいて、階層別の課税前消費性向を計算し、すでに求めてある個人所得に乗じて、消費支出を階層別に算出する間接的方法を採用する。

第2図 消費性向



で示されるように、低所得層の階層区分が少し大まかすぎて利用できない。
都市と農家では、消費性向はかなり異なっている。そこで、我々の計算に農家の消費性向をも加味しなかったが、その計算の基礎になるべき『農家経済調査』（農林省）には、階層別データがない。この点、農村の動向をも含んでいる『予測調査』のデータを検討したが、階層区分が余りにも貧弱で利用することができない。
求められた消費性向は、低所得層で一をかなり越えている。

三十七年上期の『消費動向予測調査』（経済企画庁、以下『予測調査』と略記）を利用することも可能であり、そこでチェックの意味でこれにもとづいた消費性向も計算しておくこととする。計算に用いる数値は、三六年二月—三七年一月の都市世帯の家計費の実績であるが、しかしこの結果は、第3表

これは、合衆国においても明らかにみられる現象で、我が国特有のものではない。これには、種々の解釈がつけられているが、余り説得的ではない。しかしこの点はさておき、消費支出の総額は、このようにして求められた消費性向を『就業構造』の階層別所得に乘じて、合計することによって得られる。その結果、消費支出額は約七兆九〇〇〇億円となり、三六年度の国民所得統計のそれに比べて、約一兆円の不足である。これは、我々の計算に現物消費が含まれていないこと、及び消費性向自体の過小評価に基因するものと思われる。この消費支出の階層別構成比を算出し、これを配分比率として消費税を配分する。

所得税の配分にあたっては、階層別の実効税率が必要になる。この算定には、消費性向と同様に、『家計調査』を用い、その値を階層別所得に乘じて、一旦所得税額を計算する。それから、階層別にその構成比をとってこれにもとづいて所得税を配分する。なお、種々選択ケースの所得税の配分にあたり、ここで計算した累進税率構造をそのまま利用することにする。

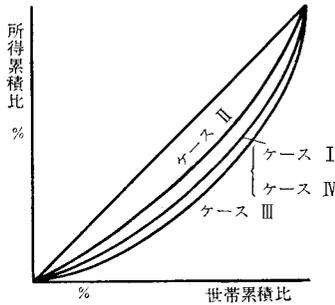
法人税の場合、転嫁が最も厄介な問題になる。転嫁するののかしないのか、もしするとすれば、誰が負担するのか、この問題に理論的及び統計的に明確に答えることは、現在の段階では不可能である。ここでもやはり通常的手法に従って恣意的仮定を設け、株主負担六〇%、消費者負担四〇%ということにしてみる。消費者負担分は、消費税と同じ取扱いにし、株主負担分の配分のためには、第4表の昭和三十六年『貯蓄動向調査』(総理

第4表

	株式保有高 千円	構成比 %
総 数	529,704.0	100.00
10万円未満	262.0	0.05
10—15	4,710.5	0.89
15—20	9,452.7	1.78
20—25	13,506.4	2.55
25—30	18,248.6	3.45
30—40	26,394.8	4.98
40—50	34,815.7	6.57
50—60	50,521.2	9.53
60—80	52,781.5	9.96
80—100	32,737.3	6.18
100—150	82,101.8	15.50
150万円以上	204,171.5	38.54

『36年貯蓄動向調査』より計算。

第3図 租税の再分配効果

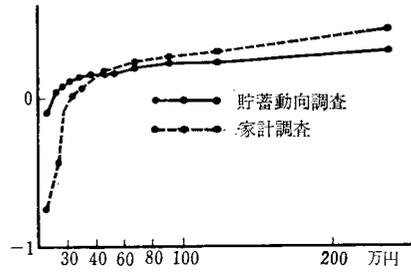


府統計局)による株式保有高の階層別分布を利用することとする。
 (四) 課税後の消費及び貯蓄の変動

以上のごとく配分された階層別の租税負担を集計して、課税前個人所得から差引くと、階層別の可処分所得になる。各ケース毎に、可処分所得の分布は異なるはずである。この結果は、租税の所得再

分配効果として、第3図の周知のロレンツ曲線で表わされ、45°線からのふくらみの面積が指標にされる。累進度を強化したケースIIが、最も所得分布を平等にしており、逆進度の強いケースIIIでは、その反対である。高法人税のケースIVでは、基準となるケースIと殆ど差異がないので、作図の便宜上、同じ曲線で示しておく。

第4図 課税後貯蓄率



この可処分所得に、別に計算しておいた課税後貯蓄率を乗じると貯蓄がえられる。当然各ケースで異なった貯蓄になるはずで、ここに租税の組み合わせ如何によって、いかに貯蓄ひいては消費が変動するかを測定することができる。用いられた貯蓄率は、第4図で示される。データの違ひによって、二本の線が描かれているが、利用したのは『貯蓄

動向調査』によるものである。

(一) R. A. Musgrave and P. S. Painter, *op. cit.*, pp. 476—482.

(二) 大蔵省主税局『税制主要参考資料集』、昭和三十九年、ここでいう消費税とは、所得税、法人税以外のすべてのもの

のである。

(三) R. A. Musgrave et al., "Distribution of Tax Payments by Income Groups: A Case Study for 1948," *National Tax Journal*, March 1951. R. S. Tucker, "Distribution of Tax Burden in 1948," *ibid.*, September 1951. G. A. Bishop, "The Tax Burden by Income Class, 1958," *ibid.*, March 1961.

(四) 消費税の個々の性質に応じて、たとえば、酒税は酒消費額に、砂糖消費税は砂糖消費額に応じて、よりこまかい配分もあっていくと可能である。前掲『調査四季報』参照。

(五) 補論参照。

(六) 篠原三代平『消費函数』、勁草書房、昭和三三年、第八章参照。

(七) 上限「六〇万円以上」しかない。

(八) H. Ludbell, *op. cit.*, p. 163.

(九) この問題についての最近の研究動向の詳細は、菅原修「法人税の帰着について——理論の傾向と問題」『富大経済論集』第一〇巻第一号、昭和三十九年四月、参照。

(十) 『調査四季報』と同じ仮定、他に「三」のみられる仮定として、次のものがある。Bishopの株主¹⁾、消費者²⁾ (G. A. Bishop, *op. cit.*, p. 47) Musgraveの配当³⁾、留保利潤⁴⁾、消費者に各々¹⁾ (R. A. Musgrave and P. S. Painter, *op. cit.*, p. 479) 更にまた、彼の株主²⁾、消費者¹⁾。(R. A. Musgrave, "The Incidence

of the Tax Structures and its Effects on Consumption,"
Federal Tax Policy for Economic Growth and Stability,
Joint Economic Committee, November 9, 1955.)

(11) 算定方法について、補論参照。

三 若干の帰結

課税後の個人消費及び貯蓄の変動は、その絶対額ならびに基準ケースからの差額として、第5、6表でまとめられている。これらから、我々の測定のいくつかの結論を引出すことができる。まず、税率を同一水準に保持し、租税の組み合わせを変えた場合を考えてみよう。これは第5表で、ケースIからの差額として表わされ、ケースIが三六年度の現行の租税制度に近似させたことを考えれば、これと代替させた場合の効果ということになる。標準租収で累進性を強化したケースIIの場合、約一、〇〇億円でいどの消費・貯蓄を変動させることになる。これに対し、逆進的にしたケースIIIは、約七〇〇億円の變動になる。これは、合衆国の四〇年代についておこなった Musgrave の結果とは、若干異なる。彼の場合、累進的構造にする方がずっと消費及び貯蓄に与える影響は小さいとし、その理由に現行の租税制度(基準ケース)は、すでにかなり累進的であるということをおいている⁽¹¹⁾。しかし、我が国の場合、現行の租税制度に反映するケースIが、第3図のロレンツ曲線でも分るように(ケースIIIより近い)、どちらかといえばむしろ逆進的色彩をもっている。この点累進的構造にするほど、消費・

第5表

10億円

ケース	課 税 後		ケース I からの差				
	S	C	絶 対 額		ケース I との比較		
			S	C	S	C	
標準租収	I	1,390	6,474	—	—	—%	—%
	II	1,283	6,581	-107	+107	-7.7	1.7
	III	1,459	6,405	+69	-69	5.0	-1.1
	IV	1,370	6,494	-20	+20	-1.4	0.3
高 税 収	I	1,232	5,832	—	—	—	—
	II	1,087	5,977	-145	+145	-11.8	2.5
	III	1,326	5,738	+94	-94	7.6	-1.6
	IV	1,205	5,859	-27	+27	-2.2	0.5
低 税 収	I	1,540	7,024	—	—	—	—
	II	1,469	7,095	-71	+71	-4.6	1.0
	III	1,584	6,980	+44	-44	2.9	-0.6
	IV	1,537	7,027	-3	+3	-0.2	0

貯蓄に与える影響は一層大きくなる。法人税を操作するケースIVは、所得再分配の効果が少ないため、消費・貯蓄の變動は、二〇〇億円にとどまっている。租税を増減させた高税収、低税収の場合、變動の幅は当然期待されるように大きくなってく

る。

どのていどの変動を引きおこすかは、ケースIとの割合、つまり貯蓄の場合先述の $\frac{S_1}{S_2}$ を計算してみると明らかになる。絶対額では、貯蓄と消費の変動の規模は同じであったが、この場合は貯蓄の方がはるかに重要である。標準税率でケースIからケースIIに代替させると、このために七・七%ほどの貯蓄減少、一・七%ほどの消費増大になる。この百分率の絶対値は、ケースIII及びIVに代替すると、一層小さくなる。高税率、低税率では、絶対額での考案のように、増減の割合が大きくなっている。ここでは、理論的に可能な限り最大限に租税構造を変化させているので、実施可能な政策面では、これよりはるかに小さいものとなるだろう。

租税構造はそのままにしておいて、税率水準そのものを変えたらどうなるかが、次の問題である。第6表でみられるように、高税率にした場合、貯蓄・消費ともに減少、低税率にした場合それらは増加する。この結果、累進性あるいは逆進性に留意した租税構造の変動より、税率水準それ自体を変えた方が、貯蓄・消費への効果は、大きくなる⁽²⁾ことが分る。以上の測定から、個人貯蓄・消費への租税衝撃は、その構造及び税率水準を現行制度から理論的に可能な範囲で変えても、よくて一〇%ていどのもので、実際にはもっと小さいものであろうという結論が導かれる。

この結論に最も強く影響しているのは、限界貯蓄性向の形状である。第5図でみられるように、横軸に可処分所得、縦軸に

第6表

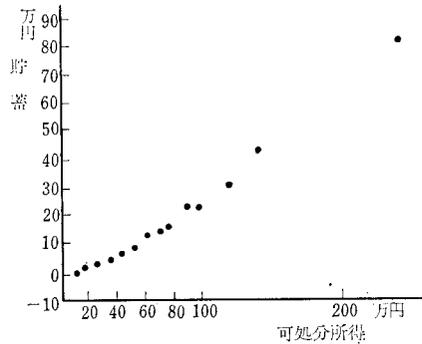
10億円

	ケース	標準税率からの差			
		絶対額		標準税率ケースIとの比較%	
		S	C	S	C
高税率	I	-158	-642	-11.4	-9.9
	II	-196	-604	-14.1	-9.3
	III	-133	-667	-9.6	-10.3
	IV	-165	-635	-11.9	-9.8
低税率	I	150	550	10.8	8.5
	II	186	514	13.4	7.9
	III	125	575	9.0	8.9
	IV	167	533	12.0	8.2

貯蓄をとると、ほぼ一直線上に並んでしまう。これは、限界貯蓄性向が階層毎に差がないということ、高所得層から低所得層に所得をシフトさせる再分配政策によっても、貯蓄を刺激することが余りないことを意味している。

次に、結論に影響している第二の要因は、租税構造による所得再分配自体のていどである。所得再分配の大きさは、ロレンツ曲線のふくらみの面積によっても測定しうるが、次のような方法も考えられる。Table II は、社会全体の平均所得にすべての階層別所得の平均が、再分配後に一致するなら、一〇〇%の

第5図 所得一貯蓄関係



どを表わす再分配係数 ϕ は、

$$\phi = \frac{\sum_{i=1}^k \left(\frac{M_i}{Y_i - Y_i'} \right)}{k}$$

となる。標準税率で ϕ の値を計算したものが、第7表である。

Lutbellの意味で、ケースIの再分配効果は約二〇%、つまり現行の租税構造は、社会の平均所得に各階層の所得を平均して、課税前と比較して二〇%ほど近づけたことになる。ケースIIで三五%、ケースIIIで一七%、このことから、ケースIがより逆進に近いことが証明される。法人税の比重を重くしたケースIVは、ケースIとほぼ同じである。以上のことから、ケー

再分配、全然変らな
いもののままなら〇
%の再分配とする。
この Lutbell 方式
は、次の如く定式化
できる。
課税前の社会全体
の平均所得 Y_A 、第 i
階層の平均所得 Y_i 、
課税後にこれが Y_i'
に変化するとする。
階層数が k 個である
場合、再分配のてい

第7表

ケース	ϕ
I	0.2083
II	0.3476
III	0.1716
IV	0.2281

スIを基準に租税構造を変えても、階層毎に所得をそれほどシフトさせていないことが分る。このような結論を支配する要因の究明から、個人貯蓄・消費を変動させる目的で租税構造に操作を加えることは、数量的にそれほど大きい成果は、期待できないようである。

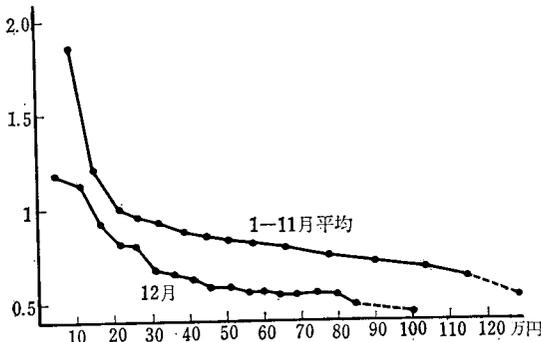
最後に、いくつかの制約条件に留意せねばならない。我々の分析で一番大きな制約は、所与の所得水準からの消費・貯蓄に対する租税衝撃を測定したことである。つまり最初の所得水準を一定に固定しておいた。だから、暗黙のうちに、所得を一定に保つために租税変動の効果を相殺する投資面の活動があったと仮定したことになる。しかし、これは問題を短期に限定し第一次的な衝撃のみを測定する時に許されるもので、その意味で本計測は問題への第一次接近にすぎない。今までは、租税の投資や刺戟 incentive に与える影響を無視してきたが、これが考慮に入れられるなら、明らかに一層の所得変動をひきおこす。また、消費支出は、所得とラグをもっていないと仮定しておいた。Duesenberryの仮説にもあるように、おそらく所得が減少する時には、何らかのラグがあるにちがいない。Muscgraveは、この点を重視し短期分析にも影響する重要な要因の一つであると述べている。その他、法人税転嫁に関する恣意的仮定の吟味も必要かもしれない。しかしながら、これらの制約条件を加味して、測定を拡大する段階まではまだすすんでいない。

- (1) R. A. Musgrave and P. S. Painter, *op. cit.*, pp. 484—6.
- (2) Musgrave の見解を一致せる。(ibid., p. 487)
- (3) Klein は「消費についでであるが、合衆国の家計調査をもとに測定し、同じ結論に到達している。I. R. Klein. *The Keynesian Revolution*, 1947, U.S., p. 59. (『ケインズ革命』篠原三代平、宮沢健一訳、有斐閣、昭和二十七年、七五頁)。
- (4) H. Lubell, *op. cit.*, pp. 161—3.
- (5) J. S. Duesenberry, "Income-Consumption Relations and their Implications," *Income, Employment and Public Policy, Essays in Honor of A. H. Hansen*, New York, 1948, pp. 70—71. (『A・H・ハンセン記念論文集』所得、雇傭、および公共政策』永田清、都留重人監訳、有斐閣、一九五二年、七二—七三頁)。
- (6) R. A. Musgrave and P. S. Painter, *op. cit.*, pp. 488—90.

補論

(一)『家計調査』による消費性向の算定
算定にあたって、最も困難な点は一一一月平均、一二月とデータが二つに別掲され、両者は階層区分も異なっており、何らの結びつきもないことである。従来『家計調査』による消費関数の測定は、一一一月平均のデータに主として依存している。しかし、一二月の賞与は、消費性向に著しい影響を与え

第6図 二つの消費関数



てくるはずである。試みに、階層全体の平均で消費性向をとってみると、一一一月平均八一・五%、一二月五八・六%とかなりの差異がある。一二月の年末賞与による一時所得のうち、貯蓄にまわされる部分が他の月より大きいはずであるから、一一一月平均では、一年間の消費性向をみるのに不十分で、過大評価になるおそれがある。ここでは、一一一月平均と一二月のデータを結びつけるため、次の如き調整をおこなう。

一二月の賞与は、三六年『家計調査』によると、一・三八カ月分である。従って、一二月にはその月の収入を含めて通常の月收入の約二・五倍の収入が、各世帯にあったことになる。この事實は、一二月の所得階層が一一一月平均のそれより、二・五倍高いところに繰上ったこと、逆にいて一二月の所得区分は通常の月より二・五倍も高いので、一一一月平均のものと一致

させるためには縮小させる必要がある。このために、一二月の原階層を二・五で割った修正階層と、一—一月平均の階層とを比較することにする。結果は、第6図で示され、両者はほぼ平行関係を保っており、同じ階層に属する消費者でも、一—一月平均の高い値と一二月の低い値とをとって二通りに行動するものと考ええる。最終的な結果は、一年間に二三・五カ月分の収入があるとし、11/13.5、2.5/13.5を各々ウェイトにして、加重平均して算出する。

(1) 篠原三代平、『前掲書』第八章。

(2) 前掲『調査四季報』

(二) 『貯蓄動向調査』による貯蓄率の算定

『貯蓄動向調査』は、『家計調査』及び金融機関統計では、個人貯蓄のデータが十分得られないとして、新たに実施されたものである。これは、一二月末日現在の農林漁家以外の世帯についての貯蓄及び負債について調べたもので、調査世帯は『家計調査』と同じである。

ここで問題になるのは、貯蓄の定義である。何をもって貯蓄とするかは、一義的に決定しえない。ここでは、最も簡単な方法として、「所得から消費されない部分」とし、流動性貯蓄の他に実物投資(住宅、土地の購入)を個人貯蓄とする。

我々の用いた貯蓄率は、可処分所得・貯蓄比率で課税後のものでなければならぬ。『貯蓄動向調査』でえられる所得は税込みなので、税引きにする操作が必要になる。そこで、『家計調査』の勤労所得税及びその他の税をもとにした階層別実効税率を算出し、これにもとづいて階層毎に可処分所得をえる。

また『家計調査』を用いて、消費面から間接的に計算も可能である。各々の結果は、第5図で示されている通りで、『貯蓄動向調査』による方が負の貯蓄が大幅になくなって、一様にフラットの曲線になっている。いずれの貯蓄率を用いるかによって、測定結果はかなり左右される。『家計調査』による貯蓄率を用いると、標準税収でケースIからの乖離は(カッコ内は、先きの結果、いずれも%)、ケースII一八・三(七・七)、ケースIII一・五(四・六)、ケースIV三・四(一・五)となり、個人貯蓄への租税衝撃はかなり大きいこととなる。しかし、ここでは資料の精度の点から『貯蓄動向調査』を採用し、これから導かれた結論を重視することにする。

(1) 『貯蓄白書』、貯蓄増強中央委員会、昭和三八年、三—四頁。

(2) Bishopにも同じ調整方法がみられる。G. A. Bishop, *op. cit.*, p. 57.

(一橋大学助手)